

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成29年8月21日（平成29年（行情）諮問第333号）

答申日：平成29年10月30日（平成29年度（行情）答申第277号）

事件名：特定職員の勤務記録表に関する一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「勤務記録表（人事記録（乙）含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月22日付け装官総第6930号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「装官総第230号及び装官総第2234号（2016.11.25－装装B219）の開示の実施を担当している職員の経歴が分かる文書の全て。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「勤務記録表（人事記録（乙）含む）」（本件対象文書）を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成29年5月22日付け装官総第6930号により法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

り、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その全てが上記2のとおり同条1号に該当することから不開示としたものであることから、審査請求人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月14日 審議
- ④ 同年10月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「装官総第230号及び装官総第2234号（2016.11.25-装装B219）の開示の実施を担当している職員の経歴が分かる文書の全て。」の開示を求めるものであり、処分庁は、当該開示請求事案の担当である2名の職員（以下「特定職員」という。）に係る「勤務記録表（人事記録（乙）含む）」を本件対象文書と特定した上で、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は特定職員に係る人事記録及び勤務記録であり、不開示部分には、特定職員の認識番号等、本籍、生年月日、学歴に関する事項、採用試験及び資格に関する事項、研修の名称及び期間、顔写真等並びに勤務記録事項として採用からの勤務経歴、給与及び発令者に関する記録等、人事管理のための特定職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、これは、全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 次に、法5条1号ただし書該当性に関し、職員の経歴等を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認さ

せたところ、本件対象文書に記載されているような詳細な経歴等を公にする慣行はなく、また、防衛装備庁の部長級以上の職員については、出版物において顔写真を掲載するなどして、これを公にする慣行があるが、特定職員は、かかる慣行のない部長級未満の職員であり、実際、ウェブサイト等の他の広報資料等でも顔写真が公表されていない者であるとの説明であった。

以上を踏まえ検討すると、不開示部分に記載された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、これらの情報は、特定職員の職務の遂行に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

(3) 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、同項の適用の余地はない。

(4) 以上のことから、不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 付言

原処分に係る行政文書開示決定通知書をみると、同通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」との記載がされているのみで、いかなる部分が不開示とされたのかが不明確である。

原処分については、開示請求者が開示実施文書を手に入れない限り、いずれの文書のいかなる部分が不開示とされているのかを了知し得ないのであるから、上記のような記載の方法は、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切でないと考えられる。

処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たっては、不開示部分についてより明確に記述するなど、適切な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子